

長崎市建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎市が発注する建設工事における当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既に実施している前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲の前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。なお、変更契約があった場合は、当該変更契約後の契約内容で要件充足の判断をするものとする。

- (1) その1件の請負代金の額が50万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期（余裕期間を設定する工事については、実工期とする。以下同じ。）の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表等により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額（この号においては、直接工事費に係る見積額の合計額とする。）の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

第5条 継続費及び債務負担行為に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の工事実施日数及び年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(部分払との併用)

第6条 中間前金払は、部分払と併用できるものとする。

(認定方法)

第7条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする受注者から、認定請求書（第1号様式）及び工事履行報告書（第2号様式）を契約検査課へ提出させるものとする。

2 契約検査課長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、工事履行報告書を工事担当課に送付し、第2条に規定する要件を満たしているかの調査を依頼する。

3 工事担当課長は、工事履行報告書を調査し、第2条の要件を満たしている場合は、工事履行報告書の確認欄に押印後、契約検査課に返送する。

4 契約検査課長は、認定に係る決裁をし、その結果を認定調書（第3号様式）により受注者へ通知するものとする。

（認定及び支払いの期間）

第8条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを含まない。）に認定結果の通知を行うものとする。

2 中間前払金の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払いを行うものとする。

（保証証書）

第9条 受注者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末（第5条の規定により中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末）を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成20年12月2日以降の入札公告を行ったものから実施する。ただし、実施日以前に契約等を行ったものであっても、変更契約を行い、中間前金払を実施することができるものとする。

（経過措置）

2 請負者から中間前金払を希望する旨の申し出が工事担当課にあった場合は、中間前金払に係る契約変更申込書（第4号様式）を提出させ、その申込書の提出があった場合には、内容確認後、経理担当課へ引き継ぐものとする。

3 経理担当課は、中間前金払に係る契約変更申込書に基づき、契約変更の決裁を行い、その書類を工事原議に付けて契約検査課へ引き継ぐものとする。

4 契約検査課長は、変更契約書を作成し、請負者と変更契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年6月29日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年10月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)長崎市長

受注者

住所

氏名

認 定 請 求 書

下記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
前 払 金 受 領 日	年 月 日

年 月 日

(あて先)長崎市上下水道事業管理者

受注者

住所

氏名

認 定 請 求 書

下記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
前 払 金 受 領 日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

長崎市長

認 定 調 書

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を 具備している と認定する。 具備していない

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
摘 要	

--	--

第 号
年 月 日

様

長崎市上下水道事業管理者

認 定 調 書

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を 具備している
と認定する。 具備していない

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
摘 要	